

旧自治体別にみる新制中学校の創設経緯

山口県における公立中学校の創設と昭和の市町村合併による再編過程その1

準会員 ○三谷 亮太*
 正会員 中 純一**
 正会員 牛島 朗***
 正会員 中園 真人****

公立 中学校 創設
 地方自治

1. 中学校整備をめぐる社会的情勢

本研究では、戦後の新制中学校創設時の状況にどのように中学校が創設されたのかを明らかにすることを目的とする。

表1に新制中学校の創設について関連する法制度の沿革を示す。新制中学校の創設の経緯は第二次世界大戦後の昭和20年に遡る。戦後の日本では、GHQよりアメリカ教育使節団が派遣され、教育から一切の軍国主義及び極端な国家主義を排除し、民主的な国とそれにふさわしい新しい教育方式を樹立し導入することに力が注がれた⁴⁵⁾。具体的には、日本の初等・中等教育について、修業年限6カ年の小学校を、その次に修業年限3カ年の下級中等学校を創設し、この間の9カ年の義務教育・無月謝・男女共学を提唱した。これを米国教育団報告書と言い、これと合わせ1947年に学校教育法と教育基本法が同時に制定された⁴⁵⁾。学校教育法とは「中学校は小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中東普通教育を施すことを目的とする。」もので、教育基本法は、普通教育を受けさせる義務を負わせるものである。これによって、小学校は6年、中学校と高等学校は各3年、大学は4年を修業年限とする6・3・3・4制の学校体系が確立された。このうち小学校・中学校の9カ年を義務教育とし、公立においては授業料を無償とされた。

表1 新制中学校創設・市町村合併関連制度

法・制度	本文抜粋
米国教育使節団報告書(1946)	本報告は本使節団の各員の審議を基礎として作製し、ここに連合国最高司令官に提出する次第である。本使節団は占領当初の禁止的指令、例えば帝国主義および国家主義的神道を学校から根絶すべしというが如きものの必要は、十分認めるものではあるが、今回は積極的提案をなすことに主要な重点を置いたのである。
学校教育法(1947)	第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。 第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。
教育基本法(1947)	第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

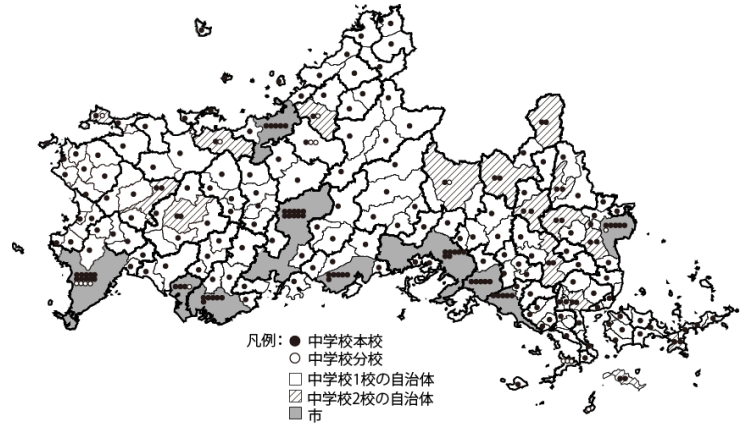


図1 中学校数プロットマップ(1949)

2. 新制中学校の創設経緯

2-1 自治体別の中学校創設状況

学校基本法と教育基本法が制定された1947年と同年の4月18日に山口県でも山口県教育部長から新制中学校を5月1日に開校するよう県下市町村に通達された。

図1は1949年時の山口県の各自治体における中学校数をプロットした地図を示している。市部では、郡部に比べ、中学校数が本校、分校ともに多いことがわかる。反対に郡部では各自治体に本校を1校創設しているのがうかがえる。中には1自治体に2校創設している自治体もあるが、基本的には1自治体に1校の方針で新制中学校が創設されたのが分かる。

表2 生徒数別学校数(1949)

	生徒数別学校数							合計	平均生徒数
	100未満	100-199	200-399	400-599	600-799	800-999	1000以上		
郡部	5	53	75	25	10	1	1	170	292人
市部	3	4	13	13	9	11	11	64	628人
合計	8	57	88	38	19	12	12	234	371人

2-2 規模別中学校数

次に創設時の中学校の規模について見ていく。表2は郡部と市部それぞれに創設された中学校の生徒数別規模を示している。郡部では200-399人規模の中学校が75校と1番割合が高くなっており、1000人以上の学校はわずか1校しか存在しない。それに対して市部では、1000人

以上の中学校が 11 校あり、全体的に見ても 600 人以上の中学校が多いことがわかる。平均生徒数も市部は郡部の倍以上の数となっており、大規模な中学校が多いことがうかがえる。

さらに郡部に関して詳細に当時の状況を見ていく。表 3 は郡部における 1 自治体の学校数と人口・人口密度の関係を示したものである。1 校型の自治体も 2 校型の自治体も人口は 3000-5999 人が多く、人口が多いために 2 校創設したというわけではないということがわかる。また人口密度も同様に 100 人未満や 100-200 人の人口密度の自治体が多いことから、人口密度が高いために学校数が増えていくわけではないことがうかがえる。2 校型に関しては人口密度が 600 人を超えている自治体は 1 つもなく、2 校以上創設している自治体における設置理由としては、学制改革の趣旨に則り、教育の普遍的实施をするためや、通学距離が遠い生徒も出てくるため、学校を 2 つ設置し、通学距離の問題を解決するためであるとされる。^{18,37)}

2-3 小中学校の比較

表 4^{注1)} は郡部における 1 自治体の中学校数に対する小学校数を示している。中学校 1 校に対して小学校も 1 校の自治体が全体の半分以上を占めていることがわかる。中学校数より小学校数の方が少ない場合は 1 つもなく各自自治体は小学校を基本として中学校を創設したということがわかる。また中学校数が 3 校の自治体が 1 つありこれは萩の六島村であり、離島となっているおり通学上の問題から 3 校が設置されている。中学校数 5 校の自治体は上関町で離島ではないが、分教場が 4 つ設置されている。

図 2^{注2)} は市部における小学校数に対する中学校数の割合を示したもので、徳山市を除く 9 市は 60%を超えている。郡部の平均も 60%を超えており、市部に比べて中学校数は少ないにも関わらず、割合に大きな差は見られない。

2-4 中学校創設時の校舎

新制中学校の創設が決められた当時、日本の地域財政が切迫しており物資も不足していた。それに加え、新制中学校開校までの準備期間が短かったため、新たに校舎を建築し開校出来た中学校はごく僅かであった⁴⁵⁾。表 5 は 1947 年の新制中学校開校時の校舎の状況を示したもので、戦前より開校していた小学校を間借りしたものが 157 校、旧中等学校を間借りしたものが 14 校、別の施設を転用し、独立校舎としたものが 58 校であった。表 6 は中学校創設時における自治体の状況を示したものである。新南陽町では旧国民高等科や青年学校の教室を利用することで校舎不足に対応していた。職員室も廊下に設けられたような所もあり、生徒を全員収容することができな

表 3 中学校数に対する自治体の人口・人口密度(1950)

	1校型			2校型			合計		
	1-199	200-599	600以上	1-199	1-199	1-199		200-599	600以上
人口	3000未満	32	8	-	3	-	-	-	43
	3000-5999	6	69	2	4	1	-	-	82
	6000-9999	-	9	8	-	2	1	-	20
	10000以上	-	-	7	-	-	-	1	9
	合計	38	86	17	7	3	1	1	154
人口密度	100未満	18	26	-	4	1	-	-	49
	100-200	12	23	-	1	2	-	-	38
	200-400	7	27	-	2	1	-	-	37
	400-600	3	10	-	-	1	-	-	14
	600以上	-	6	9	-	-	-	-	16
合計	40	92	9	7	5	-	-	154	

表 4 1 自治体の中学校数に対する小学校数(1949)

	中学校数					合計
	0	1	2	3	5	
	本校	本校	本校+分校	本+分2校	本+分4校	
1	3	87	-	-	-	90
2	-	33	5	2	-	40
3	-	13	4	2	-	19
4	-	6	2	-	1	9
5	-	2	1	-	-	4
6	-	-	1	-	-	1
合計	3	141	13	4	1	163

表 5 開校時の校舎の状況

開校時の校舎	学校数
高等科単置校の転用	3
小学校校舎の転用	1
公有建物の転用	5
青年学校の転用	49
独立校舎の合計	58
小学校を間借り	157
中等学校を間借り	14
不明	28

表 6 中学校創設時の自治体の状況

町村名	開校時の校舎	状況
豊田町	● 3校 ▲ 2校	新制中学校発足に伴い、豊田町では校舎建築は早急になされなければならない問題としたが、戦後間もないため財政上問題があった
豊浦町	● 2校 ▲ 2校 ○ 1校	戦後の混乱と資材不足という悪条件化に中学校を建築したため粗末なものであった。各中学校の建設は悪夢のような世相混乱の中で貧弱な財政下、インフレの昂進に悩みつつも地区民の涙ぐましい努力と協力がその実を結んだものにほかならない
新南陽町	▲ 2校 □ 1校	終戦より1年半余りで行われた戦時教育体制の払拭、教育基本法・学校教育法の制定、6・3制の義務化による新制中学校の創設時は異様な努力であった。校舎は旧国民学校高等科や青年学校の教室を利用したり、講堂をしきったり、バラック建てはよい方で、職員室も廊下に設けられた所もあり、二部授業等でやっと授業を行うような状況であった
鹿野町	● 1校 △ 1校	地方財政は苦しく、物資も欠乏の時代であったため、開校はしたが施設設備は充分でなく関係者をずいぶん悩ませた。
平生町	● 1校 □ 1校	習成中学校 中学校教育が義務性になったものの、各町村では独自に中学校を設置する財政的余裕がなく、平生・大野・曾根の3か町村が組合立の中学校を設置した。学校経費のうち、町村分賦金の各町村分担金の割合は、旧平生町4.4%・大野村2.7%・曾根村2.9%となっている。

凡例：● 小学校を間借り ○ 青年学校を間借り ▲ 小学校と青年学校を間借り △ 小学校と公用建物を間借り □ 不明

ったため二部授業等でやっと授業を行うような状態であった。平生町・大野村・曾根村では各町村で独自に中学校を設置するための財政的余裕に乏しく、3か町村が組合立の中学校を設置していた。このようにどの自治体においても開校に際して多くの困難に直面していたことが分かる。

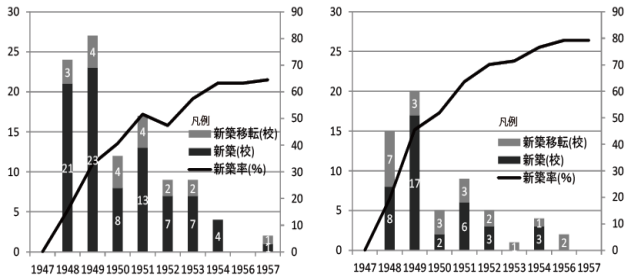


図3 郡部（左）と市部（右）の年代別校舎新築数

2-5 中学校の新築

開校後、間借りや転用校舎を使用していた中学校において、専用校舎の新築が必要とされていた。図3^{注3)}は郡部と市部で新築された中学校を年代別に示している。郡部、市部どちらにも共通して言えることとして、開校した年の1947年には新築を行った中学校は1つも存在せず2、3年目から新築が行われるようになる。新制中学校創設から4年後の1951年になると郡部では全体の50%を超える学校が建替えを行い、市部では新築に建て替えた中学校が全体の60%を超えている。まだ、当初の建て替え段階ではRC造の校舎はなく、木造校舎が中心であった。このように6・3制の施行から必要を生じた学校建築を6・3建築という。表7は中学校新築時の各自治体の状況を示している。個別に見ると、豊田町では予算がなかったため基礎工事までの土盛りは村民の奉仕活動で土木工事一切に関しては中学生も手伝うような状況であった。錦町では道路問題や小学校問題等、財政以外の問題も数多くあり、新築するまでに困難を極めていた。このように、どの市町村においても新たな学校建築の新設には、当時の自治体が置かれた状況により、様々な問題が生じていたことが分かる。

2-6 木造平屋建て校舎の事例分析

表8は文献資料⁴²⁾をもとに1948-1949年に山口県内に木造校舎が新築された中学校名と建設時期を示している。1948-1949年は図3より、新制中学校校舎の新築が行われた最初期にあたる。同資料で判別できる範囲では少なくとも2年間の間に県内で計78校が新築されており、早期の専用校舎建築が各地域で進められたことが伺える。

さらに、山口県内において現存する木造中学校校舎の事例を取り上げる。図4は、上部に下関市豊北町に位置する旧阿川中学校木造校舎（昭和25年建築）断面図、下部に昭和24年に日本建築学会より発行された「木構造計算規準・同解説」内の附図「木造学校建物」を示している。昭和24年には、「日本建築規格 木造中学校建物 JES1303」が制定されており、「木構造計算規準・同解

表7 中学校新築時の自治体の状況

町村名	状況
豊田町	豊田下中学校 予算がなかったため、基礎工事までの土盛りは村民の奉仕活動であった。土木工事一切は中学生も手伝った。 三豊中学校 木屋川ダム建設のため開校当初から移転が決まっており、新築工事は1954年に始まったが洪水が起り建設途中であったが、小学校の生徒を新校舎に移し、中学校は集会所、神社、寺などを借用し分散授業を行った。
豊浦町	小串中学校 校舎完成までにその位置の選定、敷地買収などに苦労した。 豊西中学校 他の中学校に比べ、あまり村民に負担をかけずに施設が整い、教育の場を確保でき幸せなことであった。
錦町	高根中と佐佐中 新築の件では地区や個人の賦役負担、道路問題、小学校問題等まで各地域ごに頼るような意見も続出し、苦労が多かった
厚狭町	厚狭中学校 昭和23年2月に新設工事を始めたが、用地造成の途中で硬い岩盤が出て工事が進まず、その間に日に物価が上がって請負業者が当初の契約金額の増額を申し出る有様で焦慮した町はついに契約を解き、資材の購入から工事までを直接指揮監督として進めた。
阿知須町	阿知須中学校 中学校建設にあたって1947年11月23日に阿知須は山口市より分離し、阿知須町として独立した。しかし、分離に際し山口市から分割金として受領された金額はわずか24万円であった。阿知須町はその金額と年度内に徴収することのできる諸債の残額をもって財政運営をしなくてはならないという極めて財政的に逼迫した状態におかれていたので建設委員会は用地造成に関し、町民の奉仕でやることに決定した。

表8 木造校舎リスト

学校名	建築年	学校名	建築年	学校名	建築年	学校名	建築年
沖家堂中学校	昭和24年6月	周防中学校	昭和23年2月	宇佐中学校	昭和24年	瑞山中学校	昭和24年5月
白木中学校	昭和23年9月	宮野中学校	昭和24年7月	膳間中学校	昭和23年6月	藤浦中学校	昭和24年
久賀中学校	昭和24年	大和中学校	昭和23年7月	葦南中学校	昭和23年	富海中学校	昭和23年
通野中学校	昭和24年	秋穂中学校	昭和24年9月	三井中学校	昭和24年7月	二島中学校	昭和23年11月
東中学校	昭和24年9月	西岐波中学校	昭和24年10月	三島中学校	昭和24年12月	仙崎中学校	昭和24年6月
御庄中学校	昭和23年2月	城南中学校	昭和23年9月	三丘中学校	昭和24年7月	深川中学校	昭和24年4月
岩国中学校	昭和23年	小野中学校	昭和24年	岐波中学校	昭和23年	萩第一中学校	昭和24年11月
和木中学校	昭和24年11月	高千帆中学校	昭和24年10月	深浦中学校	昭和23年	川西中学校	昭和23年3月
権代中学校	昭和24年	亀工中学校	昭和24年6月	久保中学校	昭和24年2月	藤が浜中学校	昭和24年12月
鳴門中学校	昭和24年	船木中学校	昭和24年6月	赤倉中学校	昭和24年	大井中学校	昭和24年3月
高森中学校	昭和24年	厚狭中学校	昭和24年5月	来川中学校	昭和24年9月	徳佐中学校	昭和24年
中田中学校	昭和24年	厚保中学校	昭和24年4月	須々万中学校	昭和23年12月	泰古中学校	昭和24年5月
伊保庄中学校	昭和23年	長府中学校	昭和24年3月	須金中学校	昭和24年12月	瀬上中学校	昭和23年8月
米川中学校	昭和23年	川中中学校	昭和24年4月	長穂中学校	昭和24年	島地中学校	昭和23年10月
広瀬中学校	昭和24年	安岡中学校	昭和24年	和田中学校	昭和24年10月	須佐中学校	昭和24年7月
深須中学校	昭和24年	青見中学校	昭和24年4月	石田中学校	昭和23年	阿知須中学校	昭和23年10月
城山中学校	昭和23年10月	厚南中学校	昭和23年9月	於福中学校	昭和23年10月	城木中学校	昭和23年12月
東館中学校	昭和23年7月	文洋中学校	昭和23年9月	各隆中学校	昭和23年4月	玉音中学校	昭和23年11月
吉田中学校	昭和23年5月	木間中学校	昭和23年4月	真島中学校	昭和23年11月	吉部中学校	昭和23年9月
高俣中学校	昭和23年4月	弥富中学校	昭和23年				

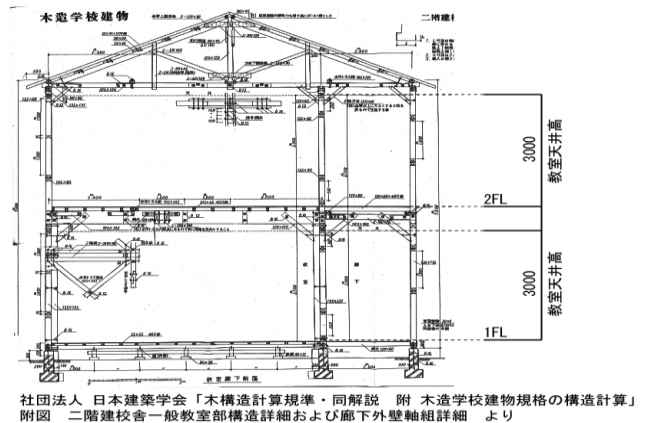
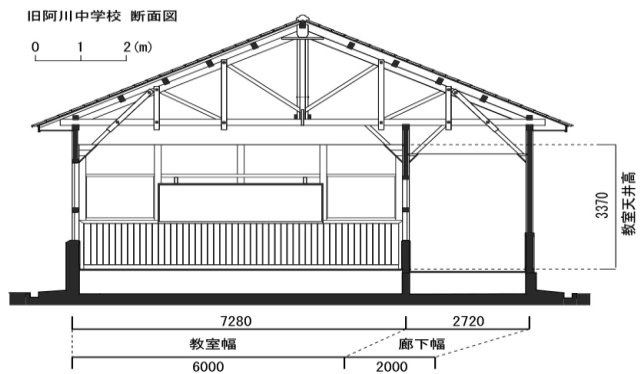


図4 木造校舎断面図

説」内の附図は、この規格に基づき作成されている^(注4)。両図を比較すると、教室・廊下幅、天井高いずれも旧阿川中学校の方が大きな値をとっており、特に梁間については2mの差が生じている。それにともない構造に関して、両者ともに真束トラスが用いられているが、旧阿川中学校の方がより複雑な架構形式となっている。

3. まとめ

戦後の新制中学校の創設状況について分析を行ってきたが、得られた知見は以下の通りである。①戦後の物資が欠乏している状態でも各自治体最低1校は申請中学校を創設していること②1自治体の中学校数はその自治体の人口等には影響されていないこと③市部でも郡部でも小学校数に対する中学校数の割合に大きな差はないこと④中学校新築が創設から2-3年のうちに進んだこと⑤中学校の校舎については当時制定された規格などに基づきながらも、地域の実状に合わせ校舎の設置が行われていったことが考えられる。

次報では戦後創設された新制中学校が昭和の市町村合併により、どのように再編されていったのかその過程の研究を進める

注釈

- 1) 中学校数が3校、5校の自治体はそれぞれ六島の離島と上関町の分教場である。
- 2) 本校のみで分校はカウントしていない。
- 3) 不明な中学校もあるため補填率は70.1%である。
- 4) 昭和24年に制定されたJES1303、10条では、「一般教室の室幅は6.0m、室長は10.0mとする。」及び「床高は地盤面上0.5m、天井高は3.0mを標準とする」と記載されている。

参考文献

- 1) 山口市：山口市史史料編,pp.756-773
- 2) 徳地町役場：徳地町史,pp.373-443
- 3) 阿知須町：阿知須町史,pp.507-514
- 4) 小郡町：小郡町史,pp.469-483
- 5) 宇部市：宇部市史通史編,pp.679-683
- 6) 山陽町教育委員会：山陽町史,pp.884-898
- 7) 小野田市：小野田市史通史編,pp.923-940
- 8) 美東町：美東町史通史編,pp.527-530
- 9) 秋芳町：秋芳町史,pp.937-955
- 10) 美祢市：美祢市史,pp.1057-1093
- 11) 菊川町：菊川町史三,pp.6060-619
- 12) 豊浦町：豊浦町史二,pp.709-719

- 13) 豊北町：豊北町史二,pp.355-394
- 14) 下関市：下関市史終戦-現在,pp.526-531
- 15) 長門市：長門市史歴史編,pp.357-387
- 16) 油谷町：油谷町史,pp.792-807
- 17) 日置町：日置町史,pp.705-711
- 18) 三隅町長：三隅町の歴史と民俗,pp.333-339
- 19) 阿東町長：阿東町誌,pp.380-388
- 20) 阿武町：阿武町史下巻,pp.297-311
- 21) 旭村長：旭村史,pp.573-581
- 22) 福栄村：続・福栄村史,pp.263-277
- 23) 田万川町：田万川町誌,pp.1188-1189
- 24) 大和町：大和町史,pp.626-643
- 25) 光市：光市史,pp.913-947
- 26) 川上村：川上村史,pp.805-826
- 27) 萩市：萩市史,pp.693-696
- 28) 鹿野町：鹿野町誌,pp.764-794
- 29) 下松市：下松市史,pp.1017-1023
- 30) 和木町：和木町史,pp.1074-1084
- 31) 美川町：続・美川町史,pp.189-218
- 32) 由宇町：属・由宇町,pp.881-916
- 33) 橘町：橘町史,pp.569-578
- 34) 防府市：防府市史通史Ⅲ現近,pp.783-791
- 35) 大島町：大島町史,pp.806-824
- 36) 美和町：美和町史,pp.1279-1292
- 37) 錦町：錦町史,pp.1373-1387
- 38) 久賀町：久賀町史現代,pp.318-335
- 39) 周防大島町：続・周防大島町史,pp.545-550
- 40) 上関町：上関町史,pp.682-697
- 41) 田布施町：田布施町誌,pp.991-1007,pp.1021-1031
- 42) 藤本憲治：思い出の木造校舎
- 43) 山口県中学校長会：山口県中学校教育五十年,pp.201-211
- 44) 文部科学省：学制百年史
- 45) 山口県教育委員会：山口県教育史下,pp.689-701

* 山口大学工学部感性デザイン工学科 学部生
 ** 山口大学大学院理工学研究科 博士前期課程
 *** 山口大学理工学研究科 助教・博士
 **** 山口大学大学院理工学研究科 教授・工博

* Undergraduate, Dep. of KANSEI Design Eng., Faculty of Eng., Yamaguchi Univ.
 ** Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ.
 *** Assistant Professor, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.
 **** Professor, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.